

長崎市上下水道局規程第 2 1 号

長崎市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 7 日

長崎市上下水道事業管理者 片 江 伸一郎

長崎市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

長崎市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和 3 2 年長崎市水道局規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第 9（第 8 条関係） 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び支給額表				別表第 9（第 8 条関係） 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び支給額表			
種類	範囲	区分	支給額	種類	範囲	区分	支給額
(1) 高 所作業 手当	職員が地上又は水面上 1 0 メートル以上の足場の 不安定な箇所において維 持補修等の作業に従事し たとき。	(ア) 地上又は 水面上 1 0 メー トル以上 2 0 メ ートル未満の箇 所における作業	勤務 1 日に つき 2 2 0 円	(1) 高 所作業 手当	職員が地上又は水面上 1 0 メートル以上の足場の 不安定な箇所において維 持補修等の作業に従事し たとき。	(ア) 地上又は 水面上 1 0 メー トル以上 2 0 メ ートル未満の箇 所における作業	勤務 1 日に つき 2 2 0 円

		(イ) 地上又は水面上20メートル以上の箇所における作業	勤務1日につき320円			(イ) 地上又は水面上20メートル以上の箇所における作業	勤務1日につき320円
(2) 坑内作業手当	職員がトンネルの坑内でトンネル掘り作業又はたて坑（深礎工法による深礎杭建設及び集水井工法による集水井建設のために地下10メートル以上掘削されたものに限る。）の坑内で掘削作業の監督、地質の調査等の作業に従事したとき。		勤務1日につき560円	(2) 坑内作業手当	職員がトンネルの坑内でトンネル掘り作業又はたて坑（深礎工法による深礎杭建設及び集水井工法による集水井建設のために地下10メートル以上掘削されたものに限る。）の坑内で掘削作業の監督、地質の調査等の作業に従事したとき。		勤務1日につき560円
(3) 道路上作業手当	職員が2車線以上の道路上において交通を遮断することなく行う上下水道施設の維持補修等の作業（正規の勤務時間による		勤務1日につき300円	(3) 道路上作業手当	職員が2車線以上の道路上において交通を遮断することなく行う上下水道施設の維持補修等の作業（正規の勤務時間による		勤務1日につき300円

	勤務の一部又は全部が深夜において行われるものを除く。)に従事したとき。				勤務の一部又は全部が深夜において行われるものを除く。)に従事したとき。		
(4) 災害時応急作業等手当	職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査（以下「応急作業等」という。）の作業に従事したとき。 ア 河川の堤防等 イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条	(ア) 巡回監視の作業	勤務1日につき <u>950円</u> （当該作業が災害救助法適用区域で行われた場合にあっては、 <u>1,440円</u> ）	(4) 災害時応急作業等手当	職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査（以下「応急作業等」という。）の作業に従事したとき。 ア 河川の堤防等 イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条	(ア) 巡回監視の作業	勤務1日につき <u>710円</u> （当該作業が災害救助法適用区域で行われた場合にあっては、 <u>1,080円</u> ）
		(イ) 応急作業等の作業	勤務1日につき <u>1,440円</u>			(イ) 応急作業等の作業	勤務1日につき <u>1,080円</u>

	第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 港湾施設等				第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 港湾施設等			
	職員が災害救助法適用区域において行う水道水の供給、上下水道施設の応急復旧その他管理者が適当と認める作業に従事したとき。			勤務1日につき <u>1, 440円</u>	職員が災害救助法適用区域において行う水道水の供給、上下水道施設の応急復旧その他管理者が適当と認める作業に従事したとき。			勤務1日につき <u>1, 080円</u>
(5) 夜間特殊業務手当	職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき。	(ア) 深夜の全部を含む勤務である場合		勤務1回につき 1, 100円	(5) 夜間特殊業務手当	職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき。	(ア) 深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回につき 1, 100円
		(イ) a 深夜の深夜の一部を含む勤務である	a 深夜における勤務時間が2時間	勤務1回につき 730円			(イ) a 深夜の深夜の一部を含む勤務である	勤務1回につき 730円

		る場合	以上で あると き	
		b	深夜 におけ る勤務 時間が 2時間 未満で あると き	勤務1回に つき410 円

備考

- 次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この規程により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

- (1) 高所作業手当
- (2) 坑内作業手当
- (3) 道路上作業手当

		る場合	以上で あると き	
		b	深夜 におけ る勤務 時間が 2時間 未満で あると き	勤務1回に つき410 円

備考

- 次に掲げる特殊勤務手当を支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この規程により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

- (1) 高所作業手当
- (2) 坑内作業手当
- (3) 道路上作業手当

(4) 災害時応急作業等手当

2 次の各号に掲げる作業に係る手当が支給される日は、当該各号に定める手当は支給しない。

(1) 第1号(イ)の作業 第1号(ア)の作業に係る手当

(2) 第2号の作業 第1号の作業に係る手当

(3) 第4号の作業 第3号及び第5号の作業に係る手当

3 災害救助法適用区域とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域をいう。

4 第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の支給額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第4号に掲げる作業の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合 同号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第4号に掲げる作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合 同号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 災害時応急作業等手当

2 次の各号に掲げる作業に係る手当が支給される日は、当該各号に定める手当は支給しない。

(1) 第1号(イ)の作業 第1号(ア)の作業に係る手当

(2) 第2号の作業 第1号の作業に係る手当

(3) 第4号の作業 第3号及び第5号の作業に係る手当

3 災害救助法適用区域とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域をいう。

4 第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の支給額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第4号に掲げる作業の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合 同号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第4号に掲げる作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合 同号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

5 正規の勤務時間とは、就業規程第2条及び第4条に規定する勤務時間をいう。

6 深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。

5 正規の勤務時間とは、就業規程第2条及び第4条に規定する勤務時間をいう。

6 深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市上下水道局企業職員の給与に関する規程の規定は、令和8年4月1日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。